

株式会社カネカ及び三菱レイヨン株式会社に対する審判審決について
(塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの価格カルテル)

平成21年11月11日
公正取引委員会

公正取引委員会は、被審人株式会社カネカ(以下「被審人カネカ」という。)及び被審人三菱レイヨン株式会社(以下「被審人三菱レイヨン」という。)の2社(以下「被審人2社」という。)に対し、平成16年2月2日、審判開始決定を行い、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、平成21年11月9日、平成17年法律第35号による改正前の独占禁止法第54条第2項の規定に基づき、審判審決を行った(本件平成16年(判)第3号の審決書については、当委員会ホームページの「報道発表資料」及び「審決等データベース」参照。)。

1 被審人らの概要

事業者名	所在地	代表者
株式会社カネカ	大阪市北区中之島三丁目2番4号	菅原 公一
三菱レイヨン株式会社	東京都港区港南一丁目6番41号	鎌原 正直

2 本件の経緯

平成15年12月11日 勧告(平成15年(勧)第35号)
平成16年 2月 2日 審判開始決定
3月18日 第1回審判

平成20年 1月25日 第20回審判(審判手続終結)
平成21年 7月 8日までに審決案送達
7月22日までに審決案に対する異議の申立て及び直接陳述の
申出
9月30日 直接陳述の聴取
11月 9日 審判審決

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室 電話 03-3581-5478(直通)
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

3 審決の概要

(1) 違反行為の概要等

被審人カネカ(旧商号鐘淵化学工業株式会社)及び被審人三菱レイヨンは、呉羽化学工業株式会社(現株式会社クレハ)(以下「クレハ」という。)とともに、プラスチックに少量添加することにより、プラスチックが有する化学的、物理的性質を損なうことなく、衝撃強度、耐候性、加工性等を改良し、製品物性、外観、生産性等を向上させるために用いられる改質剤であるモディファイヤーのうち塩化ビニル樹脂に添加されるもの(以下「塩化ビニル樹脂向けモディファイヤー」という。)について、平成11年10月中旬ころ及び平成12年11月21日までにそれぞれの販売価格を決定することにより、公共の利益に反して、我が国における塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売分野における競争を実質的に制限していた(以下「本件違反行為」という。)

(2) 主文の概要

ア 被審人2社は、前記(1)の各合意が、平成15年1月1日以降、事実上消滅していることを、取締役会において決議しなければならない。

イ 被審人2社は、前記アに基づいて採った措置及び今後、相互の間において又は他の事業者と共同して、塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売価格を決定せず、各社がそれぞれ自主的に決める旨を、塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの取引先販売業者及び需要者に周知しなければならない。

ウ 被審人2社は、今後、相互の間において又は他の事業者と共同して、塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売価格を決定してはならない。

エ 被審人2社は、今後、相互に又は他の事業者と塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売価格の引上げについて情報交換を行ってはならない。

オ 被審人2社は、今後、相互の間において又は他の事業者と共同して、塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売価格を決定することのないよう、また、相互に又は他の事業者と塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売価格の引上げについて情報交換を行うことのないよう、営業担当者に対する独占禁止法に関する研修、法務担当者による定期的な監査等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(3) 本件の争点

ア 平成11年の合意の成否(争点1)

イ 平成12年の合意の成否(争点2)

ウ 競争の実質的制限の有無(争点3)

エ 本件違反行為の終了時期(争点4)

オ 措置の必要性の有無(争点5)

(4) 争点に対する判断の概要

ア 争点1について

被審人2社及びクレハ(以下「3社」という。)の営業部長級の者は、3社の営業課長級の者からの、3社で足並みをそろえた販売価格引上げが必要であるとの3社の営業課長級の者の認識の報告を踏まえて、又は、他社の営業部長級の者

とのやり取りを通じて、他社の販売価格引上げの意思を認識し、これに合わせて自社も販売価格を引き上げることと決定し、これに基づいて3社の営業課長級の者により販売価格引上げの打ち出し額及び実施時期の具体的内容が決定されたものと推認される。そして、3社が平成11年11月19日ころに、販売価格引上げ交渉の早期妥結を得るため、販売価格引上げの打ち出し額よりも低い額を引き上げることでもやむを得ないものとし、妥結可能な需要者から順次交渉を決着させることとしたこと及びその後も販売価格引上げの交渉の進捗状況について報告し合い、各社がきちんと需要者と交渉を行っているかどうかを相互に確認していたことに加え、同年10月ころまでの経緯(市場動向等に関する情報交換を行ってきたなど)及び3社の販売価格引上げの打ち出し時期並びに当該打ち出しにおける引上げ額及び引上げの実施時期が近接又は一致していること等の一連の事情にかんがみると、平成11年の合意が成立したことが優に認められる。

イ 争点2について

不当な取引制限の要件である「共同して対価を引き上げる」の「共同して」に該当するというためには、「意思の連絡」、すなわち、複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることが必要であるところ、クレハは、販売価格引上げを先行して打ち出せば被審人2社が追隨して販売価格引上げを打ち出すと予測して販売価格引上げを打ち出したのであるから、同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があったことは明らかである。また、被審人2社も、クレハからの追隨要請やクレハの販売価格引上げの打ち出しを受けて、これと歩調をそろえる意思で販売価格引上げを打ち出したのであるから、被審人カネカが販売価格引上げの打ち出しを行った平成12年11月21日までに、3社間で「意思の連絡」、すなわち、平成12年の合意が成立したと認められるというべきである。

ウ 争点3について

市場におけるシェアの大半を占める3社が、販売価格引上げの合意を行い、需要者に対して販売価格引上げを打ち出した上、それぞれの需要者との価格引上げ交渉の状況を確認するための会合を開催するなどしていたのであるから、3社の共同行為により、競争の実質的制限がもたらされていたことは明らかというべきである。

エ 争点4について

いわゆる価格カルテルについては、事業者間の合意が破棄されるか、破棄されないまでも当該合意による相互拘束が事実上消滅していると認められる特段の事情が生じるまで当該合意による相互拘束は継続するというべきところ、本件違反行為を構成する平成11年の合意及び平成12年の合意は、平成14年12月31日以前には破棄されておらず、また、これらの合意による相互拘束が事実上消滅していると認められる特段の事情も生じていない。したがって、少なくとも平成14年12月31日までは違反行為が継続していたと認められる。

オ 争点5について

3社の協調関係は強固なものであったと認められ、また、被審人2社には、共同して価格引上げを行おうとする誘因が存在しているものと認められる。

したがって、今後、被審人2社間又は他社との協調関係が再び形成される可能

性があり，本件違反行為と同様の行為が再び行われるおそれが認められるから，
排除措置を命じる必要がある。